

今後の労働安全衛生対策の在り方に係る 検討会報告書のポイント

背景

爆発・火災等重大災害の多発

大規模製造業事業場自主点検を実施

- ・ トップの取組が重要
- ・ 危険・有害性の把握と対策が不十分
- ・ 下請との連絡調整が不十分
- ・ 安全知識・経験の伝承不足



災害が起こらないようなツール、
現場力の強化が必要

企業、労働者を取り巻く社会経済情勢の変化

- ・ 業務請負の増大、合併・分社化の進行
- ・ パート、派遣等就業形態の変化



社会経済情勢の変化に対応した
安全衛生管理体制が必要

取り組むべき対策の方向

(1) 事業者による自主的な安全衛生への取組を促進するための環境整備

危険・有害性の調査等の実施

- ・ 工業的業種等において、事業者が危険・有害性の調査、低減措置を実施することが必要
 - ・ 化学物質の危険・有害性の表示及び情報提供制度の改善（国連勧告との整合性）が必要
- 自主的取組の推進と普及促進のための優遇措置
- ・ トップの方針の下、計画に基づいて上記の危険・有害性の調査及び低減措置を実施する仕組み（労働安全衛生マネジメントシステム）を普及促進することが必要
 - ・ 労働安全衛生マネジメントシステムに関する指針の法的根拠が必要
 - ・ 優遇措置の実施が必要（計画届出の緩和、特例メリット制の適用による労災保険料率の優遇）

安全衛生委員会の活性化を図るため、審議の対象となる事項、決定事項の扱い方等の見直しが必要

安全管理者に対する選任時の教育の実施が必要

(2) 元方等を通じた安全衛生管理体制の実現

分社化に対応し、親会社の安全管理者等が企業グループ内の事業場の安全衛生管理を行うことを認め、一体的な管理体制を構築することが必要

製造業等の元方事業者による労働者の混在に対応した安全衛生対策が必要

発注者が下請に対して危険情報を提供するなど施設・設備の管理権原に着目した対策の実施が必要

(3) その他安全衛生対策上検討すべき事項

- 中小企業に危険・有害性の調査、低減措置を普及させるための支援措置等が必要

労働安全衛生マネジメントシステムについて

事業者が表明する安全衛生方針に基づき、「計画 実施 評価 改善（計画）」という一連の過程（PDCA サイクル）を定めて、組織的、継続的に実施する安全衛生管理の仕組み

- ・ ILO のガイドラインが労働安全衛生マネジメントシステムの国際基準
- ・ PDCA サイクルの適切な実施により、労働災害の潜在的危険性が着実に低減され、安全衛生水準が向上

